

今後の環境保全型農業の推進体制及び計画等の検討について

本県における環境保全型農業の推進については、「全県エコエリア構想^{*1}」の実現に向けて、平成17年に設置した「エコエリアやまがた推進協議会」を中心に、現在まで取組みを実施してきた。

更に、刻々と変化する社会情勢や国の方針等に対応して、県の指針や計画の見直しを図り、現在は、令和4年3月に策定した「やまがた・人と環境に優しい持続可能な農業推進計画」に基づき活動を展開している。

また、令和4年7月に「持続農業法^{*2}」が廃止、「みどりの食料システム法^{*3}」が新たに施行され、「みどりの食料システム戦略」が進められる中で、環境保全型農業に対する注目度は高まりを見せている。

このため、令和7年度以降の本県の推進体制及び計画等について、令和6年度内に策定することとし、次回の協議会以降、位置付けや名称、内容等の協議を進めていく。

***1 全県エコエリア構想**

畜産堆肥等の有機性資源を活用した土づくりを行いながら、化学肥料や化学合成農薬を2、3割以上減らした農産物の生産を県内すべての地域で取り組む考え方。

***2 持続農業法**

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年10月25日施行）

***3 みどりの食料システム法**

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

（令和4年7月1日施行）